

掲載頁番号	該当行	該当条項等	誤 (×)	正 (○)	備考
402	11~13←	建設省告示第千四百四十六号 (平成十二年五月三十一日)	ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、建築材料の品質が次の各号に掲げる技術的基準に適合するものと同等以上であると認められる場合は、この限りでない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、建築材料の品質が次の各号に掲げる技術的基準に適合するものと同等以上であると認められる場合は、この限りではない。(こ)	ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、建築材料の品質が次の各号に掲げる技術的基準に適合するものと同等以上であると認められる場合は、この限りではない。(こ)	ただし書の同内容重複を正す
618	「口」の表, 左端/上段	国土交通省告示第千二十四号 (平成十三年六月十二日)	$\lambda < 100$ の場合	$\lambda > 100$ の場合	